

保護者の皆様

宇都宮市立姿川第二小学校長 猪瀬 寿代

今後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本校教育に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日付で5類感染症に移行することとなります。

つきましては、以下の変更点に留意され、引き続きお子様の健康管理に御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 平時における感染症対策について

(1) 家庭との連携による健康観察

- 学校や家庭においてお子様の健康状態を把握し、発熱や咽頭痛等普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養するようにしてください。
- 発熱や咽頭痛などの風邪症状がみられ、新型コロナウイルス感染症の疑いにより欠席であった場合、これまで出席停止等の扱いとしていましたが、今後は、病欠扱いとなります。

(2) 適切な換気の確保

- 可能な限り常時2方向の窓を開けて換気を行います。

(3) 手指衛生や咳エチケットの指導

- 外から教室に入るとき、トイレの後、給食の前後等、流水と石けんでの手洗いを指導します。
- 咳やくしゃみをする際は、ハンカチ等で口や鼻をおさえ、他者に飛沫を飛ばさないよう咳エチケットの指導を行います。

(4) マスクの着用の考え方

- お子様及び教職員に対して、着用を求めないことを基本とします。

2 感染流行時における感染対策について

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員はマスクを着用し、お子様にも着用を促します。その場合にも、着用を強いることがないよう配慮します。
- 各教科等の「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、近距離や大声での会話を控えるよう対策を講じます。

3 感染者及び濃厚接触者について

(1) 感染者について

- 出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該お子様に対してマスクの着用を推奨します。なお、お子様の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見のないよう、適切な指導を行います。

(2) 濃厚接触者について

- 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなくなりました。そのため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合には、出席停止の対象とはなりません。

4 学校休業等の対応について

- 学級内で感染が広がっていると考えられる際には、市教育委員会と相談の上、学級休業となる場合があります。

5 その他

- 5月9日（火）から、さくら連絡網による朝の健康チェック報告は、不要となります。なお、水泳学習の時期になりましたら、プールカードに体温記入や押印をお願いすることとなります。
- 欠席や遅刻の連絡につきましては、引き続き、さくら連絡網でお知らせください。